

地球環境時代と仏教（中）

蒸煮と華風の思想

インド・デリー非暴力会議のミシュラ議長は、ガンジーの環境観について次のように述べている。「よく引用されるガンジーの言葉で、『地球は皆の要求を満たすには充分であるが、皆の貪欲を満たすには不足である。』というのがある。ガンジーは、欲望を自制することを強く訴えた。いわゆる現在における経済理論とは相反する『アンチテーゼ』である。彼は、発展とは、人々の基本的物質的ニーズを満たしながらも、同時に人類の文化の基盤をつくりあげていく一つの過程であると再定義した。⁽¹⁾ここでいう基盤とは、精神的、倫理的、道徳的なものである。」マハトマ・ガンジーの先見性は、西洋物質文明の浪費性、貪欲性を指摘することによって、今日の「地球的問題群」の本質を洞察していたと思われる。即ち、地球生態系は有限であり、その有限なる空間、資源の中での人類生存の可能性を考えるべきであるとの指摘である。

西洋物質文明は自然を支配し、コントロールするという自然観のもとに、自然を収奪し、生態系の破壊の上に、欲望至上、貪欲解放の文明社会をきずいてきた。そのような西欧式の物質文明を根本的に転換し、自然生態系との調和、

「南北」の共存、その基盤としての、倫理性、道徳性の高揚、欲望制御のライフスタイルを可能にする「地球文明」を志向していたのだと思われる。

ガンドジが尊敬し、その生涯を貫いて顕在化した釈尊の思想と宗教性——そのなかに、すでに、有限なる地球生態系との共存を可能にする倫理とライフスタイルが包含されていたと思われる。

釈尊生存当時のインド文明と、現代西洋科学文明とは、物質的豊かさの違い、生活様式の急激な変化はあるにしても、大自然と共に存する人間としての本来の生き方において根本的な相違はあるまい。否、物質文明による自然破壊が進む現今だからこそ、地球生態系が不可逆的破綻に追い込まれる前に、人間存在の本来のあり方をとりもどすべきであるといえるのである。

法華経法師品には、釈尊の精神を実践する大乗の菩薩のあり方を『弘経の三軌』として、次のように示されている。

「若し人此の經を説かば、應に如來の室に入り如來の衣を着、而も如來の座に坐して、是に處して畏る所無く廣く為に分別して説くべし。」

日蓮大聖人は、この「三軌」について、「衣とは柔軟忍辱の衣・當著忍辱鎧是なり 座とは不惜身命の修行なれば空座に居するなり 室とは慈悲に住して弘める故なり母の子を思うが如くなり」と解釈されている。

この御文は、菩薩の大慈悲が、嗔恚等の煩惱をよく制御する忍辱心と一体不可分であり、しかも、仏教思想の根幹をなす空觀に立脚したものであることを示している。

ここに開示される菩薩の行動指針ともいべき「慈悲」「忍辱」「空觀」から、これから地球人類意識を醸成しゆく中核をなす「地球倫理」の形成を試みてみたい。

そこでまず、地球主義にもとづく倫理的視点から、「慈悲」の特質をみると、次の三点がとりだせるであろう。

第一には、慈悲は、人間を超えて、生きとし生けるものに及ぶという点である。つまり、地球生態系の全域を視野

におさめているということである。通常、倫理は、人間関係を規定するものとされているが、慈悲心に含まれる倫理性は、植物、動物や微生物にも及ぶ一切の生きものを対象にしているところに特質がある。例えば、動物については、金光明最勝王経に、医師・流水が王に願った言葉として、次のように記されている。「願はくは、大王、二十一の大象を借りて水を負はしめ、彼の魚の命を救うこと、我が諸の病人の寿命を与うるが如くなることを保せしめ給え」と。又、植物については、沙門瞿曇は、星の如き等の諸種の種子と諸種の樹木とを採伐することをも離る」とある。植物にも慈悲心をいたいで、むやみに碎切することを禁じ、又種生を害することを悪事としている。

第二に、慈悲は平等性に貫かれているという点である。人種、宗教、階級、職業、インドにおいてはカースト等の差別を超えたところに慈悲心は発現される。さらに、慈悲の特徴は、一切の差別をこえて、人間のみならず万物を平等なる智慧で照らしゆくところにある。即ち、人間存在を、生きとし生けるものと平等の地平において見るのである。このことは、アショーカの法勅のなかに、「二足類、四足類、鳥類、水棲類に對して種々の利益を与える行為」とあることを見ても明瞭である。二足類、即ち人間と四足類以下の生物とは同じ地平にある。

第三に、慈悲には絶対性がそなわっていることである。つまり、善のみならず、惡をも包含しゆく絶対性である。『ミリンダ王の問い合わせ』で舍利弗は、次のように述べている。「大王よ、味方に対しても敵に対しても慈修習せば一切の善功德を育す。大功德ある慈修習は、識を具せる有情すべてに頌与せらるべし。」

慈悲は自分にとって好ましいものでも、嫌悪すべきものをも包摂していく。また自分に対しても害をなすもの、暴虐なるもの、憎悪すべきものをも包みこんでいく「寛容性」をもつてゐる。この「寛容性」は、善悪、嫌悪を包含する絶対性のあらわれである。「慈修習」にこそ、民族、人種、宗教間の対立、憎悪を超える方途があると思われる。

次に「忍辱の修行」に含まれる倫理的特質について述べてみる。当然、忍辱とは、嗔恚を克服するための修行とされている。しかし、この修行の目標とするところを現代文明の状況のなかでとらえて、嗔恚をも含むすべての煩惱を

超克するという内容に拡大して考えたいのである。

すると、現代社会において、瞋恚の克服は、殺害の抑制、平和への志向を意味するが、それと同時に、重要な課題は、貧困、飢餓の克服である。換言すれば、ガンジーが指摘したことく、「南」の人々の基本的ニーズを満たすために、「北」の人々の貪欲を制御することこそが重要な問題なのである。この貪欲への挑戦こそ、現代における「南北」問題の基底にあるものだからである。

『仮遺教經』には、「知足の法は即ち是れ安樂安穩の處、知足の人は、地上に臥すと雖も猶安樂為り」とある。一方、「不知足の者は富むと雖も而も貧し」⁽⁹⁾とある。「知足即ち安樂」であり、「不知足即ち貧し」とする価値観を、人類が共有することが不可決であり、特に先進国の人々が、体現することが必須である。「足るを知る」の実践が、貪欲を制御する倫理性の基軸となるのである。

第三に、「空觀」からいかなる倫理的視点がとり出せるかについて考えてみたい。

大乗仏教の「空觀」は、固定的实体性の否定を意味する。いかなる存在も、不変の实体を有せず、他者との関連性のなかで変化しゆくものであり、「相依相関性」を示す「縁起」と同意である。とすれば、万物の「縁起」を見ぬく智慧が「空觀」といえる。

いかなる存在も、他者から切り離され、それ自体として独立しているものではない。——そこから、「空觀」にもとづく万物への感謝の心がわきあがつてくる。これが、仏教で示す報恩のあり方である。アショーカは、万物の「縁起」を見ぬく世において安樂ならしめ、また来世において天に到達せしめるためである⁽¹⁰⁾とのべている。

すべての有情への感謝の心を、アショーカは、「義務の債務」を行ふことであると表現している。そこには、慢心もおざりもなく、「空觀」に照らした智慧が慈悲として發動している。それ故に、竜樹も「大智度論」で、「恩を知る

は、大慈の根本、善業を開くの初門なり」⁽¹¹⁾と示すのである。人類のみならず、生きとし生けるものへの恩を知り、感謝しつつ、その恩に報いようとする心が、菩薩行としての倫理の実践形態を生んでいくのだと思われる。

(二) 生命中心主義と世代間倫理

創価学会牧口初代会長は、『人生地理学』の冒頭で、「吾人と世界」と題して、次のように記されている。

「もとこれ荒浜の一寒民、漂浪半生を衣食に徒消して、いまだしさかの世上に貢するものなし。しかるに一度想いをこの微賤の身辺に注げば、端なく無量の影響に愕然たらずんばあらず」とされ、その後、「一身にまとった衣、靴、皮、メガネ等が、南アメリカ、オーストラリア、インド、ドイツの人々の労苦の産物である」とを詳細に記している。

そして、「これら有形の物に警醒せられて、さらに無形の影響に想及するときは、すなわち平素において、いささかの感覚だもなくして経過したる单调なる半生が、この広大なる空間と時間との絶大の影響の焼点（焦点）において遂げられたりしことに想倒するときは、警倒せざらんとするも得べからざるなり」と続けている。

牧口初代会長が、指摘されているごとく、一人の人間の生存には、他者からの無限の支え、恩恵がそがれている。その恩恵は、物質的な要素にとどまらず、精神的、心理的なものも含んでいる。精神的側面の支えにしても、地球上の各民族、人種、国家、地域の人々、先進国のみならず、「南」の国の民族、また、各地域の先住民の文化、芸術、技術等からの精神的支えによって、一個人の人は、豊かに成長することができる。同時に、この地球という大自然、生態系そのものの及ぼす精神的啓発、かん養の作用はきわめて大きいものがある。そして、その広がりは、空間的に地球全域に及ぶのみならず、時間的には、少なくとも地球誕生以来の四十六億年の歴史を包含しているのである。このような地球主義の視座に立つ時、現在の自己自身は、生物進化の遺伝的要素をひきつき、人類の精神的遺産を心底に息づかせながら、生きとし生けるものをはぐくみ、人類を生み出した「地球史」の焦点として、その「存在」を許

されていることがわかるのである。地球自分が、「ガイア」として、大宇宙の進化のなかで、物質進化・化学進化のプロセスを通じて生物、人類進化へと至ったことはいうまでもない。このような宇宙的自覚こそが、クローバルな「人類意識」であり、その倫理的内容として、先に分析した「慈悲」「忍辱」「空觀」が含まれることになる。

以上のような「人類意識」の醸成から、現代の「地球的問題群」との接点において具体的な倫理的指針が抽出されてくるであろう。

第二に、「生命中心主義」があげられよう。仏教からの「生命中心主義」は、西洋近代文明が、人間主義をのりこえる形でさし示す「生命主義」と同じ性質のものではない。西洋近代においては、人権の拡大——白人から他の人種へ、また女性とか弱者へと——の方向性の延長として、人類から他の生物へといつた形で「環境倫理」が形成された。つまり、「人権」→「自然権」、「生命権」というベクトルでの「生命主義」である。しかし、そのような方向性での「生命主義」では、そこにどうしても、人間中心主義——つまり、人間の為の生物、自然の存在という思考を払底することはきわめて困難であろう。生物との共存、調和の思想と zwar ても、それは、生物と同じ地平に立つての「相互関連」ではなく、人間の生存にとって有用か否かといった観点からの思考に傾きやすいのである。

仏教は、慈悲の平等性に示されるように、まず生きとし生けるものとの平等性から始まる。即ち、人間存在と「平等」に、あらゆる生物の尊厳性、生物の権利を認めるところから出発する。そのことは、すでにのべたようにアンショーカが法勅で、二足類、四足類を並列していたことからも明瞭である。動物、植物、微生物という生態系の連鎖、循環のなかの同じ地平の一貫として、人間存在も位置づけられているのである。さらに、仏教の「縁起觀」「空觀」からいえば、無生物をも含んだ地球の全存在が、「相依相関」し、循環の環をつくりながら、生存を営んでいるのであり、その基盤の上に生きとし生けるものの生存権が確立されてくる。換言すれば、人間、動物、植物、微生物という独立した存在者があつて、それらの間に「相依性」の網が張られているというのではない。まず、最初に、「相依性」という関連性そのものがあり、その結び目に、生きとし生けるものという存在者が浮かびあがるのである。それ故に、人間も他の生き物も、「縁起」によって生かされる平等なる存在者であるというのである。

仏教における「生命中心主義」は、まず、「自然生存権」があり、その基盤の上に、「人権」が成立しうるのである。すると、「自然権、生命権と人権との関係は、「自然権」「生命権」→「人権」というベクトルにならざるをえないのである。そこで問題になるのが、このようなベクトルにおける自然生存権と人権との関係、つまり、生きとし生けるものと人類との関わり方である。この点について、池田SGI会長は、本年六月、イギリスのタブロー・コートで行われた「環境会議」において、次のように示している。

「人類が、この地球上に、生物進化の頂点として生を受けている存在論的根拠は、万物の尊厳性をまもる『保護者』としての役割にある。それ故に、生態学をはじめとする知見を活用し、可能なかぎり、地球生態系の創造的調和をもたらす『調整者』とならなければならない。」⁽¹⁴⁾

地球主義における人類の使命は、生態系の「保護者」であり、「調整者」であるとの位置づけである。人類が、このような宇宙的使命をはたすためにこそ「地球倫理」が要請され、その倫理にそつて、自己規制をすべきなのである、その上にははじめて、これまで西欧社会で展開してきた種々の権利、即ち平和権、自由権、平等権、参加権、(人類としての)生存権等が位置づけられるべきであろう。従つて、権利という言葉を使えば、まず、生きとし生けるものと同じ地平に立つ自然生存権が最優先されるべきで、仏教からの倫理として、第二には、「世代間倫理」があげられる。この言葉も現代の「環境倫理」で使われているが、その基盤となる哲理、内容は、仏教独自のものである。すでに述べた通り、それは「縁起觀」「空觀」にもとづく報

恩の思想に他ならない。人間は時空ともに「縁起」の焦点として、現在の生を享受しているのであり、その「事実」を自覚することが「知恩」である。そして、まさしく生物進化の頂点として「地球総体の恩」即ち「ガイア」の恩を知る感謝の心は、その恩に、どう報いるかという倫理実践となつて発現していくものである。即ち、空間的には、現在の生態系を支える生きとし生けるものへの「調整者」「保護者」という行為となり、また、時間的には、未来に登場する万物への「貢献者」として生きようとの自覚をひきおこしていくものと思われる。⁽¹⁴⁾ こう、「調整者」「保護者」「貢献者」という人間存在に託された宇宙的使命とは、具体的には、宇宙進化のプロセスにおいて現出した地球生態系の相互関連を維持し、保護することを意味する。さらに、現時点で破壊され、傷ついている部分は、人類としての知性を傾けて修復し、再生していく行為を意味している。その場合、仏教の慈悲による報恩の行為としての「調整」「保護」は、動物や植物等の生ける存在の痛み、苦しみと共鳴しつつ、まさしく、「母が己の子を身命を賭して護る」ように一切の生きとし生けるものにおいても無量の慈しみの心を修す⁽¹⁵⁾べきなのである。また、未来への「貢献」とは、豊かな有機的連関をおりなす大自然とその基盤の上にきずかれゆく人類文化、精神的遺産を、来るべき人々、生きとし生けるものへと贈ることである。可能な限り、再生不可の資源を無駄使いせず、リサイクル、省エネルギーに努めつつ、人類の営みによって傷つけ、破壊した部分は、修復して、大自然の蘇生力、再生力にゆだねることである。このような「世代間倫理」を形成し、実践に移す場合、「輪廻」の思想は、プラスの面に働くことが期待されよう。「輪廻転生」とは、まさしく未来からの「他者」ではなく、この自己自身の未来地球への登場を意味するからである。

さて、「生命中心主義」「世代間倫理」への自覚が、仏教でいう「戒」の実践になるのである。⁽¹⁶⁾

そこで次に、仏教に示される「戒」の現代的意味と、その現代化についてのべてみたい。

第一に、「不殺生戒」は、慈悲・非暴力の精神の体現である。『梵網經』の第一重戒には、次によくある。「一切の命ある者は、故に殺すことを得ざれ。これ菩薩は、応に常住の慈悲心・孝順心を起し、方便して一切衆生を救護すべし」⁽¹⁹⁾。ここに「一切の命ある者」とあるように、「不殺生戒」は、生きとし生けるものに及んでいく。なお「故に」があるのは、理由なくして、という意味である。瞋恚や貪欲や無知の故に、何らの必然性もなくして殺生することを禁じている。故に、例えば、人間生命の飢餓を救うための殺生、生態系のバランスを保つために、ある種の生きものを殺すこと等は許されることになる。しかし、菩薩は、慈悲心と智慧によつて、可能な限り、この戒をまるべきであろう。

この戒が、生きとし生けるものに及ぶ以上、「不殺生戒」は、一方では、生態系との共存をさし示し、他方では〈平和権〉への主張となる。生態系との共存は、〈自然生存権〉への主張であり、生きとし生けるものと同じ地平での「調整者」「保護者」としての行動である。アシヨーカは、石柱法勅において、具体的に生物の名をあげて保護を訴えている。「灌頂二十六年に、これらの生物を殺してはならないと、私によって命じられた。即ち、おうむ、むくどり……」⁽²⁰⁾。また、植物、森林、微生物についても、次のように示している。「生物をその中に含む穀殻は焼いてはならない。無益に、あるいは殺生のために森林を焼いてはならない」。⁽²¹⁾。そして植樹を呼びかけている。「人に効用があり、家畜に効用がある薬草は、それがないところでは到る處に輸入し、栽培せしめた。同様にして、樹根も果実も、それがないところでは到る處に輸入し栽培せしめた。道路には、人と家畜の受用のために、井泉を掘鑿せしめ、樹木を植えしめた」⁽²²⁾。

これらは、「地球サミット」における「森林原則声明」や、「生物多様性条約」に通じる当時の政策といえよう。

『梵網經』の輕戒のなかでは、第二十輕戒として不行放求戒が示されている。

「若仏子、慈心を以ての故に放生の業を行ぜよ。一切の男子はこれ我が父、一切の女子はこれ我が母、我生生に、これに従つて生を受けざることなし。故に六道の衆生は皆これ我が父母なり。しかして殺して食するは、即ち我が父母を殺し、また、我が父母をも殺すなり。一切の地・水はこれ我が先身、一切の火・風はこれ我が本体なり、故に常に放生を行じ、生々に生を常住の法をもつて、人を教えて放生せしめよ。」⁽²³⁾

この戒で注目すべきは、放生の根拠として、「輪廻」の思想が示されていることであろう。「輪廻」は、六道の衆生から、地、水、火、風という無生物にまで及んでいる。「輪廻」の思想は、生物保護への有力な倫理性を發揮するものである。

一方、〈平和権〉は、あらゆる戦争を防止し、軍備を縮小し、廃止へと導いていく「不戦」への権利である。従つて、経済も軍需から民需へと、その構造を転換すべきであるとの主張となる。菩薩は、自ら非暴力の運動に参画するのみならず、その運動のなかで、〈平和権〉を人類の名のもとにかかげるべきである。この戒律との関連で『梵網戒』のなかには、蓄殺生具戒、損害衆生戒等の禁戒が説かれている。

第十輕戒としての菩薩生具戒には次のようにある。「若仏子、一切の刀杖・弓箭・鋒斧・鬪戰の具を蓄ふることを得ざれ。及び惡網羅・殺生の器、一切を蓄ふることを得ざれ。しかも菩薩は、乃至父母を殺さるとも、なお報を加へざれ、いわんや余の一切衆生をや。」⁽²⁴⁾

この戒では、殺生のための武器の所有を制止している。武器をもてば、怨みに対しても報復することになるからである。精神的に怨念を打破するとともに、武器そのものの蓄積を禁止しようとするのである。ここには、仏教の理想とする「世界不戦」の方途が示されていると思われる。核兵器全廃のみならず、通常兵器も削減し、少なくとも侵略が不可能なレベルへの縮小がまず第一段階であろう。安全保障、自衛権の問題はあるが、仏教は、国や民族の安全を、世界的、地球的レベルで、武器によらないで保障するシステムの構築、また、その土壤となる人類の倫理性、

道徳性の向上に、その理想を託しているのである。

次に三十二輕戒には、損害衆生戒が説かれる。「若仏子、刀杖・弓箭を畜へ、輕秤・小斗を販売し、官の形勢に因りて人の財物を取り、害心をもつて繁縟し、成功を破壊し、猫・狸・猪・狗を長養することを得られ」。⁽²⁵⁾ 天台の依用したものには、「若仏子、刀杖・弓箭を畜へ、輕科・小斗を畜へ」とあるといふ。⁽²⁶⁾

この戒は、武器輸出の禁止を示している。また、武器商人をも禁じているであろう。他国への武器輸出の管理、さらには禁止への方向性は、今後の国連を中心とした集団安全保障システムのなかに位置づけられるべきであろう。⁽²⁷⁾ これらの戒は、武器備蓄の制止、武器輸出の管理・禁止とか、武器商人の禁止等による「構造的暴力」への挑戦を主張していると思われる。⁽²⁸⁾ 第二に、「不偷盜戒」は、「知足」の精神から発現した戒律である。少欲知足こそ、人間としての「富める者」「幸福なる者」である。この戒は、自己の貪欲の為に他者を搾取することを禁じている。「梵網經」では、第二重戒として、この戒が説かれている。

「若仏子、自ら盗み、人に教えて盗ましめ、方便して盗めば、盜因・盜縁・盜法・盜業あり。呪して盗む、乃至、鬼神有主・劫賦の物、一切の財物、一針・一草も、故に盗むことを得ざれ。しかも菩薩は、応に仏性的孝順・慈悲心を生じて常に一切の人を助け、福を生じ、樂を生ぜしむべし。しかるを反りて更に人の財物を盗めば、是れ菩薩の波羅夷罪なり」。⁽²⁹⁾ 「自ら盗み、人を教へて盗ましめ、方便して盗む」等は、植民地時代のみならず、日本や先進国の「北」の企業が、「南」の人々にとつてきた悪どいやり方をさしていいでであろうか。「南」の先住民を詐欺同様の方法で搾取し、又、

森林伐採の為に、場所を追い払つたり、市場原理を利用して、「南」の経済を一次産品の輸出のみの構造にして、その發展をおさえたりすることをさしている。先住民や「南」の人々にとって、企業の使う種々の方法は、まさしく現代の「呪術」とうつるであろう。この戒は、「一切の財物、一針、一草も故に盗」んではならないと示している。正当、公平な理由なくしては、たとえ、一針、一草をも盗むことも、菩薩の波羅夷罪になるという。換言すれば、自分にとつて、必要不可欠でないものを所有すること自体が、この戒の禁ずるところである。ガンジーやジャイナ教の示す「不盜」「無所有」と同趣旨である。まして、貪欲なる生き方のために、「北」の人々や多国籍企業が「南」の人々を搾取することは、「不偷盜戒」を犯す行為であり、波羅夷罪に相当する。

つまり、この戒は、「北」が「南」を搾取する生活のあり方を禁ずるとともに、「知足」のライフスタイルこそ、人間として本当の「富める者」であることを示している。地球上の人類が、すべて平等、公平に眞実の富者として生きる「平等権」への主張といえよう。「知足」とは、まず、基本的ニーズを満たし、しかも貪欲におぼれることのない生活である。これは、正義と公平の原理の主張である。この原理に適わない盗みを、「故に盗む」というのである。そして、「平等権」の基盤には、仏教の「空觀」「縁起觀」があり、その平等性は、「南北」のみならず、未来人類への「報恩」へと及んでいくのである。

「南北」の格差を許さず、未来の人々からの「搾取」を許さず、自己自身を規制しながら、あらゆる「平等性」への挑戦をなす「富者」が菩薩である。菩薩は、「一切の人を助け、福を生じ、樂を生ぜし」めねばならない。一切の人とは、現代においては、特に「南」の人々をさしている。故に、具体的に、この「平等権」からいえば、ポスト冷戦の「平和の配当」は、「環境基金」として、「南」の人々のために役立てるべきである。例えば、池田SGI会長は、年間一億ドルに近いといわれる軍事費を削減し、その一部を地球環境保全のための「国連軍縮基金」とすることを提言している。⁽²⁸⁾ また、「環境税」や、技術移転等も、「平等権」の主張のもとに行われるべきである。

第三に、「不邪淫戒」は、人口問題とエイズに関わつてくるものである。人口をどのようにコントロールするか——性倫理とその教育が十分になされなければならない。具体的方法は、地域、国によつて選択の幅はあるが、その基底に、人々の性に関する倫理、教育の向上と、それによる少欲知足へのライフスタイルの転換が要請されると思われる。さらに、「人口問題についていえば、貧困救済こそ解決への基盤であることはいうまでもない。⁽²⁹⁾ 第四の「不妄語戒」であるが、「梵網經」には、第四重戒として、次のように示されている。

「若仏子、自ら妄語し、人に教へて妄語せしめ、方便して妄語せば、妄語の因・妄語の縁・妄語の法・妄語の業あり。乃至、見ざるに見たと云い、見しに見ずと云い、身心に妄語す。しかも、菩薩は、常に正語・正見を生じ、また一切の衆生をして正語・正見を生ぜしむ」。⁽³⁰⁾

「北」の多国籍企業が、環境汚染を隠す為に、データを隠したり、不正を報告をして、「南」へと進出することなどは、「妄語」であり、この戒を犯していることになる。菩薩は、「正語・正見」を生じさせるというのであるから、正確なデータ、状況の把握をなし、「南」を含んだ地球全体の視座に立つた見解を示し、発言、行動するということであろう。例えば、池田SGI会長が提言されている、国連に「環境安全保障理事会」を設置して、「南」の国々も含めたメンバーの参加を要請していることなどは、まさしく「正見・正語」といえよう。

しかし、この戒の基盤には、何よりも人間としての根源的な信頼心がなければならないと思われる。「正見・正語」、即ち、真実語は、友情、信頼として体現されるものである。この点からいえば、環境安全保障への種々なる「信頼醸成措置」の努力は、この戒の具体化である。さらにいえば、その信頼心を深めつつ、「他者」意識、エゴイズムを超克するところに、「真理」——仏教でいえば「法」（ダルマ）の体得へとむかう宗教的境地がひらかれてくるのである。また、そのような「不妄語戒」の実践のなかに、宗教といふものの本来的あり方が示され、一人一人の生命内奥に、「宗教的ドグマ」にとらわれない境地が開かれゆくと思われる。マハトマ・ガンジーも、この真実語の教えをサチャ

グラハ（真理把持運動）へとおし進めている。宗教対立にもとづく民族紛争をのりこえる方途は、相互信頼の醸成と、真理へと導きゆく「正見・正語」（真実語）の深化、実践にある。

また、その境地は、次の第五の「不飲酒戒」とも重なつてくるようと思われる。

『梵網經』では、「飲酒戒」は第二輕戒のなかに入つていて、そして、第五重戒は「酷酒戒」となつていて。酒の害は、第二輕戒のなかに説かれるところであるが、酷酒戒は、自ら酒を酷り、人を教へて酒を酷らしめるなどを禁ずる戒である。

「若仏子、自ら酒を酷り、人を教へて酒を酷らしめば、酷酒の因・酷酒の縁・酷酒の法・酷酒の業あり。一切の酒を、酷ることを得ざれ。是れ酒は罪を起す因縁なり。しかも菩薩は、応に一切衆生をして明達の慧を生ぜしむべし。しかるを反りてさらに一切衆生をして顛倒の心を生ぜしめば、是れ、菩薩の波羅夷罪なり」。⁽³¹⁾

酒を飲み、理性を失えば、「顛倒の心」を生じてしまう。顛倒せる心は、煩惱の暗躍する場となり、他の戒をも犯すに至るであろう。

「酷酒戒」の本意は、自】制御にあり、一切衆生の「明達の慧」をくもらせてしまうことを防いでいる。菩薩が、戒をまることによって意図するところは、宇宙と人生の本質、人間としての本来的生き方を明察し、真理に達する智慧を一切衆生に獲得させるためである。

こうして、「五戒」や、その内面の煩惱（貪欲、嗔恚、邪見）のコントロールをも含めた「十善戒」、大乗の菩薩戒としての「梵網戒」は、「知足」のライフスタイル、非暴力、慈悲の具体的な行動（自然生存権）・（平和権）・（平等権）・（参加権）・（正義と公平への権利）の主張、「国連軍縮基金」「地球環境安全保障」等へのグローバルな発想、智慧の発現によって、人類の体現すべき「地球倫理」の骨格をなすとともに、それらの倫理の実践は、眞実の宗教的境地を開示しゆくものである。ここに、民族問題、宗教間の抗争をのりこえゆく方途も明かされている。また、西欧式の物質文明

を大転換し、「自然との調和」、「南北」共存の「地球文明」への光明となり、原動力となると思われる。

注 「環境保全とガンジー主義における完全なる人生」R・P・ミシュラ、（日印合同シンポジウム）一九九一年八月九日

（2）「妙法蓮華経開結」三九四頁、創価学会教育部編、聖教新聞社

（3）「日蓮大聖人御書全集」七三七頁、創価学会

（4）「金光明最勝王経卷九、大正大藏、第十六卷四四九頁

（5）「南伝大藏經」第六卷、長部、六頁

（6）「アショーカ王碑文」一二六頁 塚本啓祥 第三文明社

（7）「南伝大藏經」第五十九卷下、「彌蘭王問經」下 一三頁

（8）「仏垂般涅槃略說教誡經」（亦名仏遺教經）大正大藏 十二卷、一一一頁下

（9）「仏垂般涅槃略說教誡經」大正大藏 卷二二一頁下

（10）「アショーカ王碑文」九二頁、九三頁、塚本啓祥、第三文明社

（11）「大智度論」四九卷、一六五頁「國訳大藏經」論部第三卷 第二書房

（12）「牧口常三郎全集」第三卷、「人生地理学」上、四頁

（13）「牧口常三郎全集」第三卷、「人生地理学」上、四頁

（14）「地球環境の保全に向けて」池田大作、「環境開発国際会議」（主催、CHEC、SGI、UNESCO）一九九一年五月十五日

（15）「スッタニパート」「アーリヤ」とば 三八頁、中村元訳、岩波文庫

（16）聖教新聞、六月十六日付け

（17）聖教新聞、六月十六日付け

（18）「ガンジー」人類の知的遺産 第六四卷 一三七頁、森本達雄、講談社

（19）「梵網經蘆舍那仏說菩薩心地戒品」（梵網經）卷下 大正大藏、一二四卷 一〇〇四頁下

（20）「アショーカ王碑文」一二九頁、一三〇頁、塚本啓祥、第三文明社

（21）「アショーカ王碑文」二三〇頁、塚本啓祥、第三文明社

- (22) 「アショーカ王碑文」八六頁、塚本啓祥、第三文明社
- (23) 「梵網經」卷下 大正大藏、一四卷、一〇〇六頁、中
- (24) 「梵網經」卷下 大正大藏、一四卷、一〇〇五頁、下
- (25) 「梵網經」卷下 大正大藏、一四卷、一〇〇七頁、中
- (26) 「梵網經」仏典講座、二〇九頁 石田瑞廣、大藏出版
- (27) 「梵網經」卷下 大正大藏、一四卷、一〇〇四頁、中
- (28) 「人間主義」への確たる潮流 池田大作、一九九一年一月二十六日提言
- (29) 「梵網經」卷下 大正大藏、一四卷、一〇〇四頁、下
- (30) 「人間主義」への確たる潮流 池田大作、一九九一年一月二十六日提言
- (31) 「梵網經」卷下 大正大藏、一四卷、一〇〇四頁、下

（かわた よういち・研究所長）